

岩手県告示第607号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成22年7月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

施術者の氏名	施術者の開設する施術所		指定年月日
	名 称	所在地	
玉澤 誠	門前玉沢接骨院	久慈市門前第36地割2番地13	平成22年4月16日
村上 有仙	ゆうせん接骨鍼灸院	岩手郡雫石町八卦64番地1	平成22年5月13日
小野寺 守	健康堂接骨院	北上市若宮町二丁目5番6号八重樫住宅E棟	平成22年6月7日
川村 聡美	飯岡接骨鍼灸院	盛岡市永井20地割2番	”
加藤 利奈	ゆとり在宅マッサージ	一関市青葉一丁目10番7号	平成22年6月15日